

**計画の位置付け**

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東御市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもの。

**対象とする感染症**

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。（鳥インフルエンザは特措法対象外）

**対策の基本方針**

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
  - (1) 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造の時間を確保
  - (2) 流行のピーク時の患者数を少なくし、医療体制への負荷を軽減
  - (3) 適切な医療の提供により、重症者や死亡者を減少
- 2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - (1) 地域での感染対策等により、患者や欠勤者を減少

**本市の流行規模・被害想定**

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いて想定。（全人口の25%が罹患する場合）

市の人口	30,000 人	
医療機関受診患者数（%は人口比・以下同じ）	3,060 人（10.2%）～5,850 人（19.5%）	
重症度	中等度※1 の場合	重度※2 の場合
入院患者数（上限）	120 人（0.4%）	480 人（1.6%）
死亡者数（上限）	30 人（0.1%）	150 人（0.5%）
1日当たりの最大入院患者数※3	30 人（0.1%）	90 人（0.3%）

※1 中等度：アジア・インフルエンザ並みの致命率 0.53%

※2 重度：スペイン・インフルエンザ並みの致命率 2.0%

※3 流行が8週間続くと仮定した場合

**発生段階**

発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

発生段階(国)	発生段階(県・市)	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 (※)	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期 (※)	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が確認できなくなった状態
	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、政府対策本部が「新型インフルエンザ等緊急事態」を宣言

**対策推進のための主な役割分担**

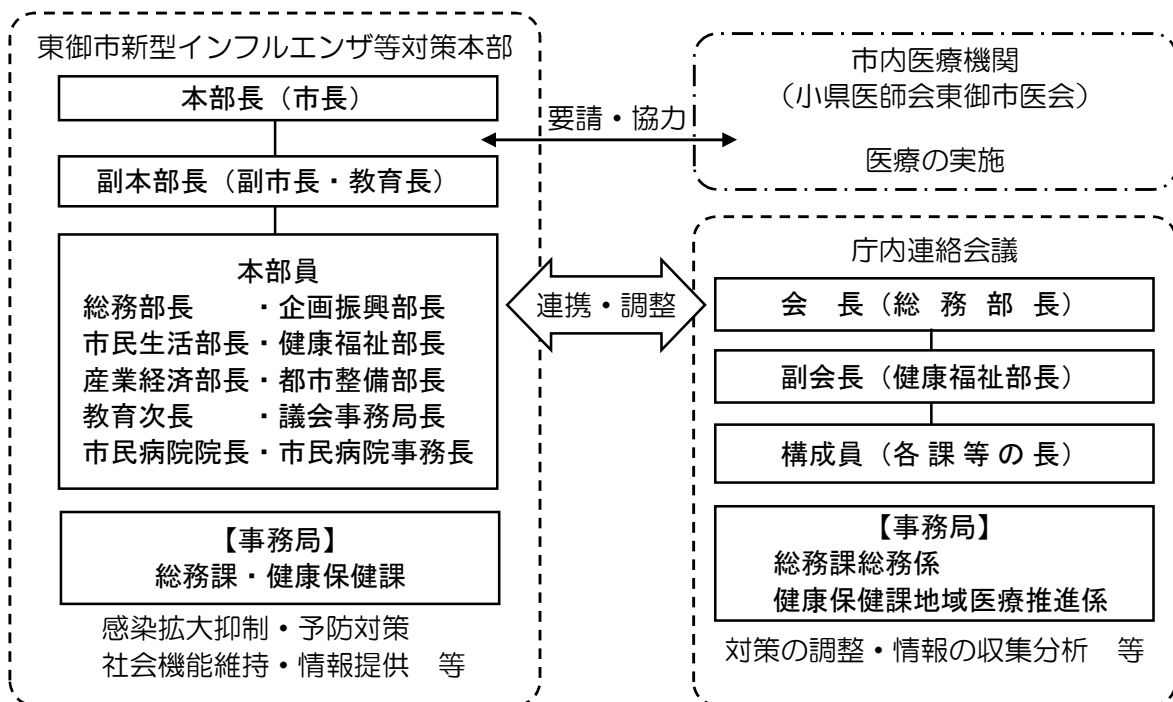
- 1 国 : 検疫、プレパンデミックワクチンの製造備蓄、ワクチンの確保・供給等自らの対策を実施するほか、地方公共団体が実施する対策を支援
- 2 県 : 対策の実施主体と中心的な役割を担い、学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示、臨時の医療施設の開設、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示等を実施
- 3 市 : 県が実施する対策に協力するほか、住民へのワクチンの接種、要援護者の生活支援及び埋火葬等を実施
- 4 医療機関 : 院内感染症対策、医療資機材の確保、医療の提供
- 5 事業者 : 職場における感染対策、感染防止措置等
- 6 市民 : 個人レベルでの感染対策、食料品・生活必需品の備蓄等

**行動計画の主要7分野** ⇒別紙「発生段階に応じた主要7分野の主な対策」参照

1 実施体制

全庁的・全市的な危機管理の問題として、東御市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長、構成員：各部長）等を設置し、国・県・事業者等と相互に連携を図り対策に取り組む。

《実施体制図》



※対策本部は、政府対策本部及び県対策本部が設置された際（海外発生期）に設置

2 サーベイランス(調査・監視)・情報収集

新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国・県等から系統的に収集・分析し、適切な対策を実施するための判断につなげるとともに、国・県が行う対策に協力。

3 情報提供・共有

感染予防の啓発と感染拡大防止の実施のため、多様な媒体を用いて、市民等に対し理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供を行う。

4 予防・まん延防止

- (1) マスク着用、咳エチケット、手洗い・手指消毒、換気の実施等基本的な感染対策の実践を促す。
- (2) 緊急事態宣言時には、不要不急の外出自粛要請、施設使用制限の要請等、県が実施する措置に協力。

## 5 予防接種

### (1) 特定接種

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等へのワクチン接種を実施。

接種対象者は、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」のV予防接種に関するガイドライン（別添）（2）の区分1に該当する市職員及び市議会議員。

### (2) 住民接種

市は、国が定める接種の優先順位等に基づき、市民を対象としたワクチン接種を実施。

#### 【住民接種における対象者区分及び優先順位】

対象者区分	備 考		
①医学的ハイリスク者	基礎疾患を有する者、妊婦		
②小児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む		
③成人・若年者	①②④以外の者		
③医療従事者 高齢者施設、障がい者施設 等従事者			
④高齢者	65歳以上の者		
接種順位の考え方	新型インフルエンザ等の特性	重症化しやすい順 (仮定)	接種の優先順位
a. 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多い	①>③>②>④	①→③→②→④
	高齢者に重症者が多い	①>④>②>③	①→④→②→③
	小児に重症者が多い	①>②>④>③	①→②→④→③
b. 国の将来を守ることに重点を置いた考え方（小児優先）	成人・若年者に重症者が多い	①>③>④	②→①→③→④
	高齢者に重症者が多い	①>④>③	②→①→④→③
c. 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方	成人・若年者に重症者が多い	③>④	①→②→③→④
	高齢者に重症者が多い	④>③	①→②→④→③

## 6 医療

(1) 県が実施する「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」や入院措置、健康観察等の感染症法に基づく措置に協力。

(2) 県及び医療機関等と連携し、在宅で療養する患者への支援を行う。

## 7 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 市民生活及び市民経済の安定への影響を最小限とするため、国・県等と連携し、事前準備を実施。

(2) 緊急事態宣言時には、埋火葬の特例措置や要援護者への生活支援等を実施。また、県が実施する、物資の売り渡し、生活関連物資等の価格の安定等の要請に協力。